

令和3年（食と観光対策特別委員会）開催状況

開催年月日 令和3年1月14日（木）
 発言者 日本共産党 宮川 潤 委員
 報告者 観光振興監、誘客担当局長、
 観光局参事（佐々木）

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 IR基本方針等の決定について (一) 基本方針の変更内容について (宮川委員) 私も、ただ今、報告を受けましたIR基本方針等の決定に関する報告について、質疑をさせていただきたいと思います。まず、基本方針が変更されているということでありませけれども、何が、どう変更されているのか端的にお答えください。</p> <p>(二) コンセプトの構築について (宮川委員) まず、申請期限が今年7月までだったものが、来年の4月28日までになったということでありませ。本委員会に提出されております資料の、「IR基本方針等の決定について」では、国の方針に加えて、苫小牧市の取組、それから道の対応等が記載されており、道は、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、計画的に取り組んでいくとされております。「北海道らしいコンセプトの構築」にあたって、現在までどのように検討を行い、具体的な検討を進めてきたのか。いつまでどのように検討を進めていくのか、また、審議会等を設置されていくのかお答えいただきたいと思ひませ。</p> <p>(宮川委員) 審議会において、次期計画の策定を進めていくということでありませから、国は申請の受付について9ヶ月間延長していくということでありませけれども、こういった今の答弁も踏まえて考えると、コンセプトの構築ということについては、時間的に非常に厳しい状況にあると言わざるをえないと思ひませ。</p> <p>(三) 事業者の環境アセスについて (宮川委員) 次に、環境アセスに関してでありませが、環境アセスは事業者が行うことになってはいますが、苫小牧市内に設置されておりましたカジノの事業者もずいぶん減ったように思ひませ。かつて何社あって、現在どうなっているのか。苫小牧市が環境影響調査を行っているということも伺っておりますけれども、それはどういう調査なのか伺ひませ。</p>	<p>(観光局参事（佐々木）) 基本方針等の変更内容についてでございますが、国においては、これまで示していた安定的で継続的な運営の確保や有害な影響の排除などに加えまして、IRの区域及び施設での安全や健康・衛生の確保、ギャンブル等依存症対策の充実、事業者との厳格な接触ルールの策定などを、整備に当たっての極めて重要な前提条件として追加したところでござひませ。</p> <p>また、区域整備計画認定の申請期限につきましては、当初の令和3年7月30日までだったものを令和4年4月28日まで、約9ヶ月延長したところでござひませ。</p> <p>(誘客担当局長) コンセプトについてでございますが、道では、北海道らしいIRコンセプトの構築に向けまして、自然との共生などの立地特性や交通の利便性、道内経済の活性化などのあり方について、検討を進めておりますほか、観光審議会においてご議論をいただき、次期観光のくづくり行動計画の中間取りまとめにおきまして、MICEやIRを中長期的な視点による新たなインバウンド取込方策の一つとして位置づけたところでござひませ。</p> <p>道といたしましては、今後、こうした課題について更に検討を進めますとともに、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況や、事業者をはじめ社会経済活動の状況なども踏まえつつ、観光審議会において、引き続き、次期計画の策定を進めますとともに、次期インバウンドの取込方策を検討してまいる考えでありませ。</p> <p>(観光局参事（佐々木）) 苫小牧市における状況などについてでございますが、苫小牧市からの報告によりますと、市内にこれまで4事業者が事務所を開設しておりましたが、3事業者は事務所を閉鎖し、現在は、1事業者となっております。また、昨年12月の苫小牧市の市議会報告では、6月に公表した植苗地区における動植物等の現況と保全策を取りまとめた市独自の調査に続きまして、希少猛禽類行動圏調査を実施するとともに、オオタカやヒグマなどの追加調査を実施し、これまでの現況調査結果を基に、国の指針や施工事例なども参考に有識者等からの意見聴取の上、環境保全措置を整理することとしております。</p> <p>さらに、こうした一連の調査を踏まえ、事業者に対しては、環境への負荷をできる限り低減するため、50ヘクタール未満の整備とした上で、自主的な環境アセスメントによる環境への配慮方策を求めていくことなどが示されているものと承知してござひませ。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 環境への実際の対応について (宮川委員)</p> <p>苫小牧市内に事務所があった事業者は、かつての4事業者のうち3事業者がすでに撤退をして、1事業者しか残っていないということです。</p> <p>事業者にアセスに基づく配慮を求めるといことなのではけれども、環境アセスは通常2年程度かかるものではないかと考えます。その点から見ても、来年の申請というのは、時間的制約は非常に厳しいものと言わざるをえません。環境アセスをやること自体が、既に厳しいのですけれども、実際の環境への対応、例えば、オオタカが営巣しているような場合、代替巣が確保できるのか、実際にそこに移動できるのか、非常に厳しい条件があるということになるのではないですか。ご見解を伺います。</p>	<p>(観光局参事(佐々木))</p> <p>環境への対応についてでございますが、苫小牧市が今回取りまとめた報告においては、植苗地区は、希少な猛禽類の営巣、絶滅危惧種の植物の存在が確認されており、道の環境影響評価条例の対象とならない場合であっても、市においては、整理された環境保全措置を基本に、事業者に対して自主的な環境アセスメントによる環境への配慮方策を求めていくとともに、苫小牧市・関係機関・環境団体等で構成する協議体で審議していくこととされているものと承知してございます。</p> <p>道といたしましてもIR整備に当たりましては、自然環境への配慮の観点から適切な対応が必要と考えております。</p>
<p>(五) 世界のカジノの状況について (宮川委員)</p> <p>次に世界のカジノの状況に関してでありますけれども、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって、国境を越える人の移動がほとんどストップいたしました。私が調べたところで言いますと、マカオの昨年1月から3月期のインバウンド旅客数は前年の同時期比で68.9パーセント減少、カジノ産業によるサービス輸出も61.5パーセントとなったそうであります。海外のカジノはコロナ禍で相次いで閉鎖、再開したところでも客は戻っていないという状況であります。</p> <p>世界のカジノの誘客と収益が急激に減少したことなど、状況が一変していることについては、どう把握されていますか。今後の見通しについて、どう認識されていますか、伺います。</p>	<p>(観光局参事(佐々木))</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響についてでございますが、運営会社等の直近の資料によりますと、マカオ、米国、シンガポールなどの主要な事業者では、昨年6月から7月までには順次営業を再開し、新型コロナウイルス感染症拡大の前年と比べまして、カジノ市場売上等については、約20パーセントから約60パーセントの減少となっております。</p> <p>現時点では、今後の状況を見通すことは困難であります。この度決定された基本方針においても、施設に係る安全や健康、衛生の確保について、極めて重要な前提条件として位置づけられたことから、今後、感染拡大の影響や回復状況等を注視していく必要があると考えております。</p>
<p>(六) IR及びカジノに関する基本的考え方について (宮川委員)</p> <p>売上げ、誘客など、世界的に大変厳しい状況にあるとのことですが、それが容易に回復するのかということが問題であります。</p> <p>静岡大学の鳥畑与一教授は、「カジノが再開したとしても、客がすぐには戻ってこないだろう。これまでのように客を詰め込んで、高収益をあげることは難しい。コロナ禍の経験から、これからは室内から、オンラインによるギャンブルに変わって来るのではないだろうか」と、こう述べているそうです。北海道のIRの考え方の基本は、ホテルなど様々な施設をカジノが収益面で支えていくということでありましたが、ウィズコロナ・ポストコロナの時代にあっては、カジノにそれだけの収益力を期待することができないと思います。巨大施設IRと、収益力でそれを支えるカジノという従前からの考え方を今後も持ち続けようとする自体が無理であり、変更を迫られているものと考えますが、今後のIR、カジノのあり方についての認識を伺います。</p>	<p>(観光振興監)</p> <p>今後の取組についてでございますが、IRは、交流人口や観光消費の増加はもとより、民間投資や域内需要の拡大など幅広い効果を創出するプロジェクトでございまして、本道全体の持続的な発展に寄与する可能性が期待されますことから、道では、先に取りまとめをいたしました次期観光のくにづくり行動計画の中間とりまとめにおきまして、MICEやIRをポストコロナを見据えた新たなインバウンドの取込方策のひとつとして位置づけたところでございます。</p> <p>道といたしましては、北海道らしいIRコンセプトの構築に向けまして、国内外の感染症の状況も踏まえた施設機能のあり方や全道への波及効果といった課題について検討を進め、今後、その整理状況をお示ししていくなど計画的に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 申請の考え方について (宮川委員)</p> <p>先ほど世界的なカジノの売り上げが激減したことについて答弁を頂戴しました。また私から、カジノはオンラインに替わっていくのではないかと大学の教授の考え方をお示したところであります。知事は、一昨年11月、本会議で「限られた期間で環境への適切な配慮を行うことは不可能」として「区域認定申請は見送る」と答弁いたしました。また昨年12月の予算特別委員会で、「北海道らしいIRのコンセプトの構築に向け、国の動向を注視しながら、計画的に取り組む。」と答弁されております。先ほど来、「北海道らしいIRコンセプトの構築」、「環境への対応」について質問をしてみました。来年4月までの申請は時間的制約からも無理だとしか考えられません。来年4月までの国への申請は断念すべきではありませんか、観光振興監のお考えを伺います。</p> <p>【指摘】 (宮川委員)</p> <p>ただ今の答弁で、今回の申請期間の下では十分な検討期間が確保されたとは言えないとのことありますから、今回の申請は断念ということになります。</p> <p>また、IRコンセプトの構築に取り組むといたしましたけれども、コロナ禍における世界のカジノが収益を上げられなくなっているということ、また、ギャンブル依存症対策も十分に進んでおらず、将来にわたってカジノ設置は断念すべきだということを指摘して、質問を終わります。</p>	<p>(観光振興監)</p> <p>申請期間についてでございますが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続き、その収束と今後の世界経済全体の動向が見通せない中にありまして、事業者を取り巻く経営環境はもとより、出入国制限など、国内外の感染症や経済活動等の状況を踏まえますと、道といたしましては、今回の申請期間の下では、十分な検討期間が確保されたとは言えないと考えております。</p> <p>道といたしましては、国において決定された基本方針等の内容を改めて確認、精査をするとともに、今後とも、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、計画的に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>